

# 国の一時支援金のポイント（再）

★は訂正箇所となります。申し訳ございません。

長野県は緊急事態宣言地域ではありませんが、「自分は受給できる？」といった判断に迷う場合は、まずは申請し、一時支援金事務局の審査に委ねてください。

**【緊急事態宣言地域の飲食店時短営業の影響を受けて売上が減少している場合】**

① **自社が、★2021年1月発令の緊急事態宣言地域内の事業者と反復継続した直接または間接取引がある場合**

宣言地域内で時短要請を受けた飲食店及びその関連した卸売市場、食品加工業者、流通関連業者、サービス関連事業者、飲食関連の生産者、飲食関連の器具備品製造業者・生産者と、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引があることを証明する帳簿書類・通帳・契約書・証憑などの書類が必要です。

**【緊急事態宣言地域の外出自粛の影響を受けて売上が減少している場合】**

② **★旅行者の5割以上が宣言地域から来訪している市町村にある旅行関連事業者である場合（上田市は該当します）**

自社顧客の5割が宣言地域からの来訪客である必要はありませんが、「外出自粛の影響で旅行者が減った、だから売上が減少した」といった理由が必要です。

旅行関連事業者は以下のとおりです。

飲食事業者・宿泊事業者・旅客運送業者（タクシー・バス）・旅行代理店業者、土産物品販売事業者・自動車レンタル事業者・文化娯楽事業者（公衆浴場・興業場・興業団）など

③ ①・②には該当しないが、**緊急事態宣言地域の個人顧客と反復継続した取引のある対面サービス事業者**

具体的には以下の事業者となりますが、緊急事態宣言地域の個人顧客との継続取引があった事実を証明する顧客名簿・帳簿等を7年間保存する必要があります。

カラオケ店・雑貨店・アパレルショップ・理容店・美容室・クリーニング店・マッサージ店・整骨院・整体院・エステサロンなど

④ ②または③の事業者へ直接、もしくは販売・提供先を經由して商品の販売またはサービスの提供を行う事業者

具体的には以下の事業者となりますが、自社の販売・提供先が②もしくは③の事業者であり、反復継続した取引を行っていることを証明する帳簿書類・通帳・契約書・証憑などの書類を7年間保存する必要があります。

食品・加工製造業者、清掃事業者、卸・仲卸事業者、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者など

以上、①～④の事業者に該当し、2021年1月～3月と2020年または2019年1月～3月を比較し、いずれかの月の売上が50%以上減少していることが受給要件です。

## ◆申請手順

一時支援金は、**5月31日までWEB申請のみ**受け付けております。申請に関する詳細事項は、一時支援金専用ホームページでご確認ください。

- (1)一時支援金申請用ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/> へアクセスする。
- (2)ページ中段あたりの「**仮登録（申請用ID発番）**」をクリックして、事業形態・電話番号・メールアドレスを入力し、申請にあたっての同意事項を確認し仮登録をする。
- (3)入力したメールアドレス宛に本登録用のメールが届くので、ログインIDとパスワードを設定すると、「申請ID」が発番されマイページが作成される。
- (4)**登録確認機関に申請用IDを告げて事前確認登録をします。上田市商工会でも確認可能 TEL42-2213**

**※商工会員事業所は電話確認だけで済みます。法人の場合は法人番号が必要です。**商工会は登録確認を行うだけで、受給に関しての決定権は一切ありません。

- (5)登録確認機関で事前登録が済んだら、マイページにて基本情報・売上額・口座情報を入力し、以下の必要書類をカメラもしくはスキャナーでデータ化してアップロードする。

### ①確定申告書類（個人事業主）

2019年分の確定申告書第一表の控え及び青色申告決算書の控えと、

2020年分の確定申告書第一表の控え及び青色申告決算書の控え

### ①確定申告書類（法人の場合）

2019年1月～3月と2020年1月～3月を含む全ての事業年度の確定申告書類

確定申告書第一表の控えと法人事業概況説明書の控え

**※いずれも税務署の收受印が必要です。e-Taxの場合は「受信通知」の添付が必要です。無い場合は、税務署で「納税証明書(その2 所得申告用)」を発行してもらってください。**

### ②対象月の売上が証明できる帳簿・試算表

### ③通帳のコピー

### ④個人事業主は本人確認書類、法人にあつては履歴事項全部証明書

### ⑤宣誓・同意書（専用ページからダウンロード）

### ⑥2019年～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる「取引先一覧」（専用ページからダウンロード、法人用・個人事業者用、それぞれ所定の様式があります）

**※①～⑥以外の『反復継続した取引を示す書類』・『統計データ資料』・『顧客台帳』などの証明資料は申請時にデータによる提出は不要ですが、7年間の保存義務があります。**

- (7)登録内容と証拠書類データを確認し申請します。

申請後は一時支援金事務局からメールがきます。不備があれば指示に従ってマイページを訂正し、再申請をしてください。審査のうえ支給決定通知もしくは不支給通知が郵送されます。

◆WEB申請が不安な方は申請サポート会場をご利用ください。長野県申請サポート会場は以下の1箇所、事前予約制です。会場は急に変更となる場合があります。

〒380-0936 長野市岡田町3-2 中沢ビル6階

お問い合わせ・相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口 TEL：0120-211-240